

## 自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

## 安全安心政策—防犯カメラ②

鹿兒島大学法文学部法政策学科准教授  
宇那木正寛

## 今回のポイント

今回は、前回から引き続き、安全安心まちづくりに欠かせない自治体の防犯カメラ施策の課題について法的視点から検討しましょう。

## 4 プライバシーの権利とその限界

(1) 「宴のあと」事件東京地裁判決

防犯カメラ施策を検討する場合には、プライバシーの権利の内容についての理解が欠かせません。また、併せてその限界についても確認する必要があります。

まずは、プライバシーの権利が初めて認められた「宴のあと」事件東京地裁判決（東京地判昭39・9・28下民集15巻9号2317頁）を見ていきましょう。この事件は、故三島由紀夫氏の小説「宴のあと」の登場人物のモデルとなった政治家が、三島由紀夫氏、新潮社らに対し、同小説がプライバシーを侵害し不法行為を構成するものであるとして謝罪広告の掲載と損害賠償を求めた民事訴訟です。

右判決は、プライバシーが権利に当たるか否かの判断について、次のように判示し、これを認めました。

すなわち、

近代法の根本理念の一つであり、また日本国憲法によつて立つところでもある個人の尊厳という思想は、相互の人格が尊重され、不当な干渉から自我が保護されることによつてはじめて確実なものとなるのであつて、そのためには、正当な理由がなく他人の私事を公開することが許されてはならないことは言うまでもないところである：（中略）：私事をみだりに公開されないという保障が、今日のマスコミュニケーションの発達した社会では個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なものであるとみられるに至つて、これを合わせ考へるならば、その尊重はもはや単に倫理的に要請されるにとどまらず、不法な侵害に対しては法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益である」としました。

また、右判決は、プライバシーの侵害に対し法的な救済が与えられるための要件として、①私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらのうち、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがらであつて、③一般人の人々に未だ知られていないことがらであることについて、④公開によつて当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたことが必要であるとなりました。

## (2) 京都府学連事件最高裁判決

次に京都府学連事件最高裁判決（最大判昭44・12・24刑集23巻12号1625頁）を確認しましょう。同事件は、警察官が、京都市公安条例に基づきなされたデモ行進の許可条件に違反したとして証拠保全のために写真撮影をしたところ、当該撮影は本人の承諾なく行われたものであり、プライバシー権（肖像権）を保障する憲法13条に違反するとして争われたものです。最高裁は、次のように判示し、この主張を認めました。

すなわち、

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国

政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しているのであつて、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといふことができよう。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」といふ。）を撮影されない自由を有するものといふべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならないとしました。

また、右最高裁判決は、「個人の有する自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受けることは同条の規定に照らして明らかである」とし、「犯罪を捜査することは、公共の福祉のため警察に与えられた国家作用の一つであり、警察にはこれを遂行すべき責務」があるから（警察法2条1項）、「警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれて

も、これが許容される場合がありうる」とし、限界があることも明らかにしました。

最高裁は、「許容される場合」として、身体の拘束を受けている被疑者の写真撮影の根拠となる刑法218条2項のような根拠規定のある場合のほか、撮影される本人の同意や裁判官の令状がない場合であつても、①現に犯罪が行われ若しくは行われたのち間がないと認められる場合であつて（現行犯要件）、②証拠保全の必要性及び緊急性があり、かつ、③その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもつて行われる場合、であるとしました。

その後の自動速度監視装置（オービス）事件最高裁判決（最判昭61・2・14刑集40巻1号48頁<sup>1</sup>）も速度違反車両の自動撮影を行う本件自動速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影が許容されるためには、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいつて緊急に証拠保全をする必要性があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものである場合には、憲法13条に違反しないとし、京都府学連事件最高裁判決で示された許容要件と同じ要件を示しています。

ところが、現行犯要件に關し、「この要件を具備しないかぎり、いかなる場合において

も、犯罪捜査のための写真撮影が許容されないとする趣旨まで包含するものではない」とした東京高判昭63・4・1（判時1278号152頁）が現れました。この判決は、犯罪が多発する地域において犯罪が発生した場合に備えてその証拠を保全するために設置されたカメラでの撮影が問題となった事件（山谷カメラ事件）に関わるものです。

右高裁判決では、撮影の許容性について、①「当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合」であり、②「あらかじめ証拠保全の手段、方法をとっておく必要性及び緊急性があり」、かつ、③「その撮影、録画が社会通念に照らして相当と認められる方法」でもって行われるときには、現に犯罪が行われる時点以前から犯罪の発生が予測される場所を継続的、自動的に撮影、録画することも許されると解すべきであるとしています。現行犯要件が変更されているわけです。

さらに、ATMの防犯カメラに撮影された被疑者と同一人物かどうかを確認するため、当該人物の容姿をビデオカメラで撮影したことが違法かどうか争われたATMカメラ事件最高裁決定（最決平20・4・15刑集62巻5号1398頁）も、右東京高裁判決と同様の判断をしています。

このように京都府学連事件で最高裁が示した現行犯要件については、事件の性質によっては、「当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合」という要件に代替されることとなります。犯罪捜査の一環として防犯カメラによる撮影・録画をする場合、現行犯要件だけであると容姿についての画像を適法に収集できなくなります。このため、現行犯要件が修正されたと考えられます。

### （3）判例及び学説におけるプライバシーの権利の内容

裁判所がプライバシーの権利を初めて承認したのは、「宴のあと」事件東京地裁判決でした。このプライバシーの権利とは、私生活の内容を他人にみだりに公開されないという法的利益ないし権利と定義されました。その後、京都府学連事件最高裁判決において憲法上の権利としても認められることになったわけです。<sup>2)</sup>

学説において、プライバシーの権利は、判例よりも積極的に理解されています。すなわち、プライバシーの権利は、個人情報のみならず、収集・取得され、保存・利用され、開示・提供されないという自由とともに公権力に對して侵害を積極的に排除することを求める権利（自己情報コントロール権）として理解さ

れるようになっていきます。<sup>3)</sup>既に自治体の個人情報保護条例では、自己情報の開示請求権、利用停止請求権、訂正請求権が定められるなど自己情報コントロール権を前提とした制度設計がなされています。かつて「宴のあと」事件東京地裁判決において示されたセンシティブな個人の情報に限られるものではありません。個人に関する情報であれば、その情報が特定の個人を容易に識別できるかどうかにかかわらず、本人が明らかにその権利を放棄している情報を除き、原則、全て保護対象として考えると考えるべきです。ところで、カメラが撮影するのは人の容姿であり、侵害の対象は肖像権<sup>4)</sup>というプライバシーの権利とは異なる権利ではないかという議論もあります。<sup>5)</sup>多くの憲法の教科書では、プライバシーの権利の内容として説明されていますし、下級審の裁判例においても特に区別されていないように思われます。<sup>6)</sup>防犯カメラ条例の立案に際しては、「みだりに、容姿を撮影されない自由」は、プライバシーの権利の一内容であると考えればよいでしょう。

## 5

### 犯罪予防活動と容姿撮影の 法令上の根拠

京都府学連事件最高裁判決やオービス事件判決においては、個人の容姿の撮影が刑訴法197条1項を根拠に行う警察の犯罪捜査活動のひとつであるから撮影・録画に特別の根拠は必要ないとされています。

では、犯罪捜査活動（司法警察作用<sup>⑦</sup>）ではなく、警察が犯罪予防活動（行政警察作用）として行う容姿の撮影・録画の場合はどうでしょうか。大阪府警察が日雇い労働者の街との公道上に15台のカメラを設置したところ、その撤去が求められた釜が崎監視カメラ事件において、大阪地判平6・4・27判時1515号116頁は、次のように判示し、撮影・録画行為に特別の根拠は必要ないとしました。

すなわち、

警察法や警職法は、警ら活動や情報収集等について特別の根拠規定を置いていないわけではないが、これらの行為は、警察官がその職権職責を遂行するための前提となる事実行為として、右各条項の当然予定するところと考えられる。警職法

が前記各手段を規定しているのは、これらが何らかの強制力を伴い、人権を制約するおそれがある行為であるから、その権限と要件を明定しているものであって、このように強制手段に出ない限り、特別の根拠規定を要せず、警察法等の定める目的を達成するために必要な行為をすることができると解すべきである。そして、本件テレビカメラによる監視行為は、主として犯罪の予防を目的とした警ら活動や情報収集の一手段であり、性質上任意手段に属するから、本件テレビカメラの設置及びその使用は、警察法及び警職法が当然に予定している行為の範疇に属するものであり、特別な根拠規定を要することなく行える

としました。  
そのうえで、当該撮影が適法とされる要件について「情報活動の一環としてテレビカメラを利用することは基本的には警察の裁量によるものではあるが、国民の多種多様な権利・利益との関係で、警察権の行使にも自ずから限界があるうえ、テレビカメラによる監視の特質にも配慮すべきであるから、その設置・使用にあたっては、①目的が正当であること、②客観的かつ具体的な必要性があること、③設置状況が妥当であること、④設置及び使用

による効果があること、⑤使用方法が相当であることなどが検討されるべきである」としました。

現実に犯罪が発生していない状態での撮影は、先に取り上げた山谷カメラ事件と同じです。しかし、山谷カメラ事件の場合、犯罪が発生した際の証拠保全のために設置され、その撮影が刑事訴訟手続（捜査手続）との関連で問題になったのに対し、釜が崎の事件の場合には、犯罪予防のために設置されたカメラが捜査手続ではなく犯罪予防活動（行政警察活動）との関連で問題になったという違いがあります。

山谷カメラ事件については、刑事訴訟手続に定める捜査活動は犯罪の発生を前提とするものであるにもかかわらず、犯罪発生前に行われる情報収集活動を捜査活動とすること、問題があるとの指摘があります。<sup>⑧</sup>

## 6

### 自治体による容姿の撮影・ 録画と法令上の根拠

京都府学連事件最高裁判決やオービス事件判決においては、個人の容姿の撮影が刑訴法197条1項を根拠に警察が任意の犯罪捜査

活動として行いうることを前提に特別の根拠は必要ないとしました。また、釜が崎監視カメラ事件大阪地裁判決は、警察が犯罪予防活動の一環として行う個人の容姿の撮影・録画についても、警察法や警職法の存在を理由に特別の根拠は必要ないとしています。

しかしながら、市町村が防犯対策目的で設置するカメラによる容姿の撮影・録画は、刑法197条1項に基づき行われる犯罪捜査活動ではありません。また、警察法や警職法に基づく犯罪予防活動でもありません。また、既存の法令に自治体の防犯活動一般についての撮影・録画の根拠法令を見出すことは困難です。

このように考えると、自己情報コントロール権に対する制約につながる容姿の撮影・録画については条例で定めることが必要になります(自治法14条2項)。例えば、「市長は、防犯カメラを設置することにより、人の容姿を撮影し、録画することができる」といった条例の規定です。<sup>(10)</sup>これによって、防犯カメラの設置稼働に明確な民主主義的基盤を与えることが可能です。

ところで、撮影はするが録画しないカメラの場合については、自己情報コントロール権を制約する場合に該当しないのではないかという問題があります。この場合には自治体の

職員が目視しているのと同様で、情報を「収集」するわけではありません。したがって、自己情報コントロール権が制約されるとまではいえないと考えられます。<sup>(11)</sup>

また、プライバシーの権利といえども個人が放棄することは可能ですから、標識等での稼働状態を告知し、権利の放棄を促すということも考えられます。ただし、この標識方式だけであると、「見ていない」との主張があった場合の対応に苦慮することになります。

なお、一般の防犯対策ではなく、特定の法律や条例の規定に基づく行政調査権の行使の一環として特定の人物の容姿を撮影する場合には、当該行政調査の根拠規定があるため、改めてその根拠を定める必要はありません。<sup>(12)</sup>

## 7 従来の行政実務とプライバシー

従来、行政実務では、プライバシーの権利について「個人の情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」をその中核であると解し、主に個人情報の外部提供や目的外利用の場合に、法律又は条例上の根拠が必要であると考えてきました。このため、「個人の情報をみだりに収集されない自由」もプライバ

シーの権利の内容をなすという意識は希薄であったように思われます。憲法13条は、個人の私生活上の自由の一つとして「何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」はもとより、「何人も、個人に関する情報をみだりに収集されない自由」も保障していると考えるべきです。

ところで、最高裁は、有名な住基ネット事件判決(最判平20・3・6民集62巻3号665頁)において、次のような判断を示しています。すなわち、

憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される(最高裁昭和40年(あ)第1187号同44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁参照)

とされています。この内容だけを見ると、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」のみが憲法13条の保障する対象であって、「個人に関する情報をみだりに収集されない自由」については、保障の対象ではないようにも読めます。しかし、右訴訟は、住民基本台帳法に基づき市町村が適

法に収集した個人に関する情報を他機関へ提供することが問題となった事案です。このため「収集」については特に言及されなかったものであると考えられます。また、右最高裁判決は、京都府学連事件最高裁判決を引用していますから、右判示部分のみをもって、個人の情報をみだりに収集されない自由は憲法13条の保障外であると判断したとは解することはできません。

ところで、条例の中には、カメラの設置・稼働に関してその設置・稼働の根拠を置いていると解釈できるものもあります。八街市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成24年条例29号）がその一つです。この条例は、市の設置する防犯カメラについて、具体的設置基準や画像データ保存基準についても定めている防犯カメラ条例です。

八街市の条例は、市が公共の場所又は公共施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に關し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、街頭犯罪の未然防止、犯罪に対する抑止力の向上及び安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的とし（1条）、防犯カメラの設置に当たって、防犯対象区域ごとに必要最小限の台数とする、撮影範囲は、防犯対象区域の中に収まるよう、必要最小限の撮影範囲となるように

調整することとされ（4条1項）、さらに、防犯カメラの設置場所には、管理責任者の職名及び連絡先、防犯カメラが作動中である旨の表示が義務づけられる（4条2項）とともに防犯カメラを設置するときは、事前に規則で定める事項についての公示が義務づけられています（5条）。画像データの保存期間については、法令に基づくものである場合、犯罪捜査の目的による保存の要請を受けた場合を除き、当該画像データ作成の翌日から起算して14日を超えた場合には、速やかに消去することも義務づけられています（7条）。

設置した防犯カメラを適正に管理するため、防犯対象区域ごとに管理責任者が置かれ（8条）、管理責任者は、防犯カメラ及び画像データの管理を行わせるため、あらかじめ取扱者を指定することとされています（9条1項）。管理責任者には、法令並びに八街市個人情報保護条例及びこの条例に基づき、防犯カメラの適正な運用に努めることが求められ、防犯カメラにより知り得た情報を第三者に提供し、又は不当な目的に利用することが禁止されています（10条）。

画像データの開示、目的外利用及び外部提供に関しては、八街市個人情報保護条例の当該規定によるものとされ（11条）、画像データの適正管理の観点から①画像データを記録

した媒体及び防犯カメラ本体以外の機器は、施設できる事務室内等又はセキュリティの確保できる設備等に保管するとともに、常にその状況を点検すること、②画像データを記録した媒体及び全ての機器を廃棄する際は、粉砕処分等確実に画像データの読み出しが不能となる方法により行うこと、③画像データを加工を原則禁止することが規定されています（12条）。ただし適法な請求により画像データを開示、目的外利用及び外部提供する場合において、当該画像データ中の必要としない個人等の画像を隠す等のため必要があるときは、画像データの加工は認められています（12条2項ただし書）。

## 8 防犯カメラの設置運用と比例原則

これまで、自治体の防犯カメラについての施策の内容を紹介し、プライバシーの権利の内容を検討し、設置・稼働に関して条例で定めることが必要であることを確認しました。では、設置・稼働根拠が条例に置かれていれば、無制限に撮影・録画ができるのでしょうか。そうではありません。設置の位置、作動時間、撮影範囲等については、比例原則から

目的達成のために必要な限度で撮影・録画できるとはなりません。

たとえば、八街市の条例では、設置基準について、カメラの設置台数及び撮影範囲を最小限となるように設置することを求め（4条1項）、画像データの保存期間を当該データの作成日の翌日から起算して14日以内とし、当該期間終了後速やかに消去することを定めています（7条）。また、防犯カメラの設置に際しては、事前に、防犯カメラの設置場所、防犯カメラで撮影する区域、管理責任者の職名、防犯カメラにより撮影を開始する日についての公示を市長に義務付けています（条例5条、条例施行規則3条）。

このように、八街市の条例は比例原則を考慮に入れた丁寧な条例づくりをしているといえます。

現実の防犯カメラ条例の立案の際には、釜が崎監視カメラ事件判決において大阪地裁が示した、①設置の目的の正当性、②客観的かつ具体的な必要性の存在、③設置状況の妥当性、④設置及び使用による有効性、⑤使用方法の相当性を満たすものであることを十分に検討することが必要です。

## 9 収集した容姿の画像とその保護

収集した容姿についての画像は、自治体の個人情報保護条例にいう「個人情報」に該当するのでどうか。警察庁に設置された「警察が設置する街頭防犯カメラに関する研究会」の最終とりまとめ（案<sup>14</sup>）（平成23年3月）61頁は、カメラにより撮影された画像等のデータのうち、他の機関や公知の情報、公共施設での入手可能な情報など一般人が入手し得る情報と照合でき、それにより特定の個人が識別できることとなるデータ等については、行政機関個人情報保護法の個人情報に該当することとなります。また、西原

博史編『監視カメラとプライバシー』（誠文堂、2009）53頁は、監視カメラの撮影した動画や画像それ自体は、氏名・生年月日に関する記載がなく、特定の個人を識別することができる個人情報ではないが、撮影された姿や顔が行政が管理する他の個人情報と照合することで個人を識別できる場合には、個人情報として法の適用を受けるとしています。さらに、星周一郎『防犯カメラと刑事手続』（弘文堂、2012）183頁も、街頭にいる群衆を広く撮影した画像において特定の個人を識別することはできないことを理由に、街頭

防犯カメラ映像が常に個人情報等に該当するものではないとしています。いずれの考え方も収集した容姿の画像について、個人情報該当性を積極的に認めようとするものではありません。

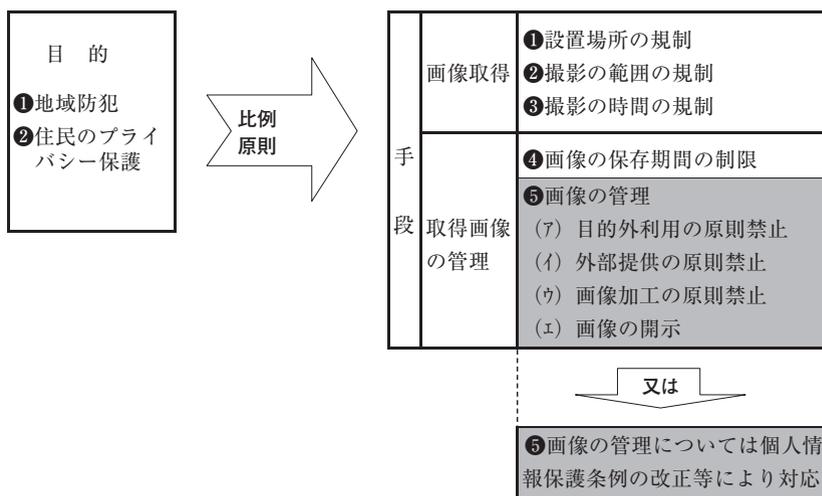
しかし、一般人が入手しうる情報や行政が管理する情報と照合することによって特定の個人を識別しうる情報のみが、憲法13条によって保護されるものであると限定的に解釈すべきではありません。

特定の個人として識別することが一般人にとって容易ではないとしても、特定の個人であることの識別可能性が皆無でない以上、本人の同意がない限り、その容姿を撮影・録画したり、録画した画像を外部に提供することは、プライバシーの権利の制約に当たると考えられます。

このような点に配慮して、防犯カメラによって収集した画像について、個人識別可能性が低くても、個人情報と解し、個人情報保護条例によって保護対象情報と考えている自治体も少なくないと思われます。

画像情報を個人識別情報か否かを問題にすることなく、画像を保護の対象とするためには、画像を個人情報と解釈し、現行の個人情報保護条例の保護対象とするか、個人情報保護条例を改正して画像情報も保護対象にする

図14-1 防犯カメラ条例のモデル



か、あるいは、防犯カメラ条例の中に画像情報の保護・管理のシステムを別に定めるといった対応が必要になります〔図14-1 防犯カメラ条例のモデル〕。

注

- (1) オービスではなく、Nシステムについては、そのシステムの違いから異なる判断が示されている。東京地裁判決（東京地判平13・2・6判時1748号144頁）は「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由を有するものというべきであり、公権力が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されない」としたうえで、「Nシステム端末のテレビカメラによって、走行車両の搭乗者の容ぼう等を撮影し、その撮影された画像が記録、保存されているとすれば、これは、憲法13条の趣旨に反することになる余地があることはいうまでもない」とした。しかし、「Nシステム端末のテレビカメラによって一時的に走行車両の搭乗者の容ぼう等が撮影される」としても、撮影された画像は瞬時にコンピュータ処理によって走行車両のナンバープレートの文字データとして抽出され、容ぼう等が写っている画像そのものが記録、保存されることはなく、「走行車両の搭乗者の容ぼう等が写っている画像そのものを人間が視覚的に認識することは一切できない」から「Nシステム端末によって、承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由が侵害されるものとは認められない」としている。
- (2) 憲法学の観点から防犯カメラの問題を論ずるものとして、棟居快行『憲法学再論』（信山社、2001）273・290頁、大沢秀介「監視カメラに関する憲法上の一考察」警察学論集60巻8号（2007）55・73頁、小山剛「安全」と自己情報決定権」法律時報82巻2号（2010）99・105頁、山本龍彦「警察による情報の収集・保存と憲法」警察学論集63巻8号（2010）111・132頁などがある。
- (3) プライバシーの権利の内容を自己情報コントロール権として理解するものとして、芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第5版）』（岩波書店、2011）122頁など。
- (4) 自らの容姿をみだりに「商業的」に利用されない権利は特にパブリシティの権利と呼ばれる。
- (5) たとえば赤坂正浩『憲法講義（人権）』（信山社、2011）280頁は、肖像権がプライバシーの権利とは異なる発展を示してきたとして、別個の権利として解説している。
- (6) 写真週刊誌による名誉毀損の事実があるとして出版社などに対して損害賠償が求められた事件において、東京地判昭62・6・15判時1243号54頁は、「プライバシーの権利として、何人も、承諾をしていないのに自己の容ぼう・姿態をみだりに撮影されこれを公表さ

れないという法的利益を有している。そして、人は無断でその容ぼう・姿態を写されるだけで苦痛を感じることがあるから、公表されると否にかかわらず、撮影されること自体で権利侵害が生ずると解すべきである」としている。また、芸能人の私生活上の写真を無断で掲載した出版社に対して肖像権等を侵害するとして損害賠償請求がなされた事件において、東京地判平16・7・14判時1879号71頁は、「何人もみだりに自己の容貌や姿態を撮影されず、撮影された肖像写真を公表されないという人格的利益は、プライバシー権（肖像）として法的に保護される」としている。

- (7) 刑事法の視点から、防犯カメラの法的問題について論ずるものに、亀井源太郎「防犯カメラ設置・使用の法律問題—刑事法の視点から」法学会雑誌43巻2号（2003）111-150頁、前田雅英「防犯カメラの役割と設置の要件」『河上和雄古稀記念』（青林書院、2003）501-518頁、同「犯罪統計から見た新宿の防犯カメラの有効性」ジュリスト11251号（2003）154-162頁がある。
- (8) 白取祐司『刑事訴訟法（第7版）』（日本評論社、2012）86-87頁
- (9) 一般防犯活動として自治体が行う防犯カメラの設置、撮影、録画は警察法及び警職法に

基づき行われる犯罪予防活動と目的は、同じであるといえる。しかし、犯罪予防活動は、警職法2条1項に定める職務質問のように、直ちに司法警察活動に移行する場合も少なくないと考えられ、司法警察活動と一体として評価される場合もあろう。

(10) 市町村や特別区は、地方自治法2条2項にいう「地域における事務」として、自治体は、特別の法令上の根拠がなくても設置、撮影・録画等が可能であると解するものとして甲斐素直「監視カメラと人権」日本法学72巻1号（2006）11-13頁がある。

(11) 釜が崎事件大阪地裁判決は、「テレビカメラ等の情報機器は、警察官の目・耳・記憶の延長線上の補完物に止まるものではなく、警察官の目や耳では取得することの困難な情報を大量にもたらし、それを限りなく集積し、多様な利用の道を開くから、テレビカメラによる監視も情報収集活動の一つではあるが、交番等での立哨・巡回や肉眼あるいは双眼鏡等を用いた街頭の視察等と同列に論じることができない」としている。

(12) 防犯カメラの設置使用を行政調査の視点から論じるものとして、山本未来「行政調査としての防犯カメラとプライバシー保護杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例制定を契機として」明治学院大学法科大学院ロー

レビュー1巻2号（2005）31-49頁

(13) 八街市のホームページには、「市では、犯罪発生を抑止と市民の体感治安向上のため、街頭防犯カメラを八街駅周辺に設置します。具体的には、八街駅南口ロータリー、市役所入口交差点、八街郵便局前交差点に各1台、八街十字路に2台、計5台を設置。4月から稼働を開始する予定です。撮影した画像につきましては、八街市防犯カメラの設置及び運用に関する条例に基づき、個人のプライバシーに配慮しながら適切に運用してまいります。なお、防犯カメラにより撮影した画像は、最大14日間ごとに上書き処理され、犯罪発生時のみ画像確認を行います。また、警察からの捜査協力依頼があった場合は、画像データを提供することがあります」と表記されています。http://www.city.yachimata.lg.jp/top/new/securitycamerasmap.html

(14) www.npa.go.jp/safetylife/seianki8/7th\_siryou\_2.pdf